

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 11 月 19 日（金）第 262 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 救急病院等の名称変更 (保健医療福祉課取扱い) 1
 ○救急病院等の認定の取消し (保健医療福祉課取扱い) 1
 ○救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 1
 ○基本測量の実施 (監理課取扱い) 2
 ○公有水面の埋立ての免許 (河川課取扱い) 2
 ○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 3

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 3
 ○落札者等の公告（2件） (管財課取扱い) 4

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※） (選挙管理委員会取扱い) 5

公 安 委 員 会 規 則

- 銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則の一部を改正する規則（※） (生活安全企画課取扱い) 5

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 1071 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により救急病院として認定した病院の名称が次のとおり変更された。

令和 3 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 病 院 の 名 称 | | 所 在 地 | 変 更 年 月 日 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | | |
| 今給黎総合病院 | 上町いまきいれ病院 | 鹿児島市下竜尾町4番16号 | 令和3年1月1日 |

鹿 児 島 県 告 示 第 1072 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院でなくなった。

令和 3 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|---------------|
| 上町いまきいれ病院 | 鹿児島市下竜尾町4番16号 |

鹿 児 島 県 告 示 第 1073 号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和3年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

| 病 院 の 名 称 | 所 在 地 |
|-----------|--------------|
| 上町いまきいれ病院 | 鹿児島市長田町5番24号 |

2 認定の有効期限

令和6年9月30日

鹿児島県告示第1074号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）
- 2 作業の期間 令和3年12月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業の地域 伊仙町

鹿児島県告示第1075号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

令和3年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 免許年月日

令和3年11月10日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県
鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県知事 塩田康一

3 埋立区域

(1) 位置

大島郡天城町浅間字中当177番地1の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び11の地点と1の地点を結ぶ令和2年の秋分の満潮位（T.P.+1.03メートル）における公有水面と既存護岸との境界線により囲まれた区域

1の地点 大島郡天城町浅間天城総合運動公園四等三角点（北緯27度50分19秒1046，東経128度53分12秒6934）（以下「基点」という。）から330度21分18秒998.16メートルの地点

2の地点 1の地点から5度27分35秒48.08メートルの地点

3の地点 2の地点から95度27分35秒94.33メートルの地点

4の地点 3の地点から5度27分35秒4.50メートルの地点

5の地点 4の地点から275度27分35秒3.33メートルの地点

6の地点 5の地点から5度48分12秒0.50メートルの地点

7の地点 6の地点から95度27分35秒26.50メートルの地点

8の地点 7の地点から185度27分35秒10.00メートルの地点

9の地点 8の地点から210度27分35秒5.92メートルの地点

10の地点 9の地点から185度27分35秒29.64メートルの地点

11の地点 10の地点から129度08分59秒5.86メートルの地点

(3) 面積

5,341.84平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡天城町浅間字中当177番地1の国有海浜地及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基点から327度55分09秒1000.19メートルの地点

②の地点 ①の地点から5度04分36秒46.40メートルの地点

③の地点 ②の地点から95度27分35秒16.78メートルの地点

④の地点 ③の地点から5度27分35秒44.16メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から95度27分35秒146.46メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から185度27分35秒26.18メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から210度27分35秒5.92メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から185度27分35秒20.68メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から95度30分13秒25.74メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から185度30分33秒38.47メートルの地点

(3) 面積

14,880.61平方メートル

5 埋立地の用途

空港用地

鹿児島県告示第1076号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により南さつま市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年11月19日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類

加世田都市計画用途地域

2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

大隅地域振興局告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年11月19日

大隅地域振興局長 清藤修

| 事業所 | | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 廃止年月日 | 障害福祉サービスの種類 |
|------------|-----------------------|---------------|-----------------------|--------|---------------|-------------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | |
| 第2花の木ファーム | 肝属郡南大隅町 根占川北9445-2 | 社会福祉法人白鳩会 | 肝属郡南大隅町 根占川北2105番地 | 中村隆一郎 | 令和3年 9月30日 | 就労移行支援 |
| 中央リラクゼーション | 鹿屋市王子町 3911番地1 | 株式会社Chosin | 鹿屋市王子町 3911番地1 | 長 真志 | 令和3年 9月30日 | 就労継続支援B型 |

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)

霧島市国分中央三丁目691番2, 696番1の一部, 697番1の一部, 697番4, 698番1, 698番2, 705番3及び696番1地先里道の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市隼人町西光寺521番地1
あいら農業協同組合
代表理事 中條秀二

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
業務用パソコン 1,100台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 10 月 18 日
- 4 落札者の氏名及び住所
パステムソリューションズ株式会社
鹿児島市錦江町9番25号
- 5 落札金額
160,050,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 9 月 7 日

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 11 月 19 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
サブモニター 1,500台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 10 月 28 日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECフィールドディング株式会社鹿児島支店
鹿児島市与次郎二丁目4番35号
- 5 落札金額
34,073,600円

- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 9 月 17 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第53号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年11月19日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表8の項中「鹿児島市下竜尾町4番16号」を「鹿児島市長田町5番24号」に改め、同表209の項中「医療法人沖縄徳洲会与論徳洲会病院」を「医療法人徳洲会与論徳洲会病院」に改め、同表218の項を削り、2の表106の項中「特別養護老人ホームみどりの園」を「特別養護老人ホームグリーンバード」に改め、同表203の項中「鹿児島市和田町1064番地10」を「鹿児島市和田三丁目40番1号」に改める。

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月19日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

鹿児島県公安委員会規則第29号

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法の規定に基づく許可の期間等を定める規則（平成21年鹿児島県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「けん銃等」を「銃砲若しくはクロスボウ又は刀剣類」に改める。

第2条の表施行令第6条第1項の項中「けん銃又は空気けん銃」を「拳銃又は空気拳銃」に改め、同表施行令第6条第2項の項及び施行令第24条第1項の項中「銃砲」を「銃砲等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。